

海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定が行われた水域が複数の環境基準点を有する場合における水質測定結果の評価について

平7.2.28 環水管33

水質保全局水質管理課長通知

- 1 . 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定が行われた水域が、複数の全窒素及び全燐に係る環境基準点(以下「基準点」という。)を有する場合における当該環境基準に対する適合性の評価については、当該水域内の各基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値により行うものとする。
- 2 . 海域の全窒素及び全燐以外の水質測定項目に係る評価については、従来と同様に行う。